

# 確定申告が始まります

## 申告はお早め!

平成23年分所得税の確定申告が今月16日(木)から始まります。期間は3月15日(木)まで(土日、祝日を除く)の1か月間ですが、期限間近になりますと大変混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いいたします。

なお、前年の申告実績に基づいた確定申告書(名前入り)は税務署からすでに該当する皆さんに送付されていますが(前年パソコン等を利用して申告された方は「お知らせがき」が送付されています)、それに伴う申告相談の案内状は随時発送する予定です。

申告の際は、源泉徴収票、保険や医療費の領収書、収入や必要経費を証明する書類、印鑑などを忘れずに持参してください。

また還付申告をする方は必ず利用金融機関の口座番号をメモして来てください。

※国民年金保険料に係る社会保険料控除を受ける際には、国民年金支払通知書(はがき

サイズ)を添付しなければなりませんので必ず持参してください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が遺族年金、障害年金等から天引きされている方については、保険料の領収書が送付されていませんので必要な方(確定申告に使用するため等)は役場税務課までご連絡ください。

### 早来地区の方

例年どおり保健センター(早来庁舎横)2階で受付けます。事業所得のある方や不動産所得のある方などについては、日時を指定して相談日をご案内します。また、所得の裏付けのない方、諸控除の否認がある方、申告すれば税金が戻る方などには日時を指定せず、期間中に申告をするようお知らせします。

### 追分地区の方

例年どおり追分庁舎2階会議室で受付けます。今年も地区ごとに相談日を指定しますので、指定日に申告していただきますようお願いいたします。

また、指定日で都合の悪い方は期間中に申告するようお願いいたします。

願います。

しかし、どうしても用事がありお越しできない場合は税務課(早来地区 ☎22513・追分地区 ☎2411)へご連絡ください。

### その他お知らせ

高齢者の中には支給されている年金から所得税を天引きされている方もおられ、この中には確定申告をすれば還付になる方もいるかと思えますので、その際は会場までお越しください(ご家族の方でも結構です)。口座番号がわかるものを忘れずに持参してください。

また、ご案内したにもかかわらず申告に来られなかった方は、後で所得税の他に加算税や延滞税を支払うこととなります。町税についても住民税や国保税等の正しい計算ができず、高い税金、保険料を納めることになる場合もありますので、必ず申告するようお願いいたします。

### 寄附金控除について

平成22年分から寄附金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。また、平成23年からは認

追分地区平成23年分確定申告・平成24年分住民税申告日程表

日程	割当地域・対象者	備考
2月	16日(木)	本町地区1~4丁目
	17日(金)	本町地区5~7丁目
	20日(月)	柏が丘・緑が丘・中央地区
	21日(火)	若草地区1~2丁目
	22日(水)	若草地区3丁目
	23日(木)	花園地区1~2丁目
	24日(金)	花園地区3~4丁目
	27日(月)	青葉地区1~2丁目
	28日(火)	青葉地区3丁目
3月	29日(水)	白樺地区
	1日(木)~14日(水)	農業所得の方 ※この期間は一般の申告も受け付けます。
	15日(木)	その他の地区及び指定日に来れなかった方

定NPO法人や公益社団法人等への寄附についても寄附金控除が認められるなど、寄附金にかかる税優遇措置が拡充されています。

たたくよう願います。  
納税相談について  
平成23年度の町税の納期は昨年未までとなっております。何らかの事情があり、納めることが出来ない場合など、納付に関する相談を承っておりますので、お気軽にご相談ください。  
問合せ 税務課 ☎22513

役場職員対応  
8時30分~17時  
(正午~13時までを除く)  
追分庁舎2階会議室